

**4月1日より、相生テニスコートの使用料金・使用ルールが変更となります！**

**【変更内容】**

- ① 専用使用の使用料が表1のとおり変更。
- ② 個人使用する場合は壁打ちのみ可能となり、使用料は表2のとおり。
- ③ 定期使用（1年間）の廃止。

※事前予約は、毎月1日（土日祝の場合は、月初の月曜日）より桐生ガススポーツセンター窓口にて、午前9時から受付（2ヶ月後の予約）を開始します。

1日の予約受付は窓口のみとなります。2日以降から、電話予約が可能となります。

例：6/1～6/30 利用の場合 ⇒ 4/1 から予約受付開始（窓口のみ）、2日から（窓口・電話）

<予約制限について> 2ヶ月前：1団体・1個人 2面 4時間 5回まで 1ヶ月前：予約制限なし

**1 専用使用（1面1時間あたり）の使用料**※事前予約が必要です。

区分	使用料
一般	400円
高校生以下	200円

・専用利用は、次に掲げる時間区分による利用となります。

- ① 9時～21時まで1時間毎の時間区分

例：9時～10時までの1時間利用した場合（一般：400円、高校生以下：200円）

9時～12時までの3時間利用した場合（一般：1,200円、高校生以下：600円）

・照明使用料は、1時間430円です。

**2 壁打ちコートの使用料**※事前予約の必要はありません。

区分	午前	午後
	9時から12時まで	12時から17時まで
個人使用	70円	120円

※使用料は以前と変更ありません。

利用者の皆様には、使用料金・使用ルールの変更にあたりご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

備考

- 1 相生テニスコートの開場時間は、9時から21時までです。
- 2 施設を規定時間外に使用するときの使用料は、規定使用料とします。
- 3 使用時間が規定時間を超過した場合は、規定使用料の全額を加算します。
- 4 行事準備等のため使用する場合は、規定使用料の2分の1の額とします。
- 5 両毛広域都市圏（桐生市、太田市、館林市、みどり市、足利市、佐野市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町）に在住、在勤、通学する人以外の使用料は、県内の人については規定使用料の2分の1を、県外の人については規定使用料の全額を規定使用料にそれぞれ加算した額とします。
- 6 使用料の精算額に10円未満の端数がある場合は、その端数金額は切り捨てます。